

平成30年度指導監査の実施結果

名称	指導監査 実施年月日	実地監査に係る 文書指摘事項	是正改善状況
社会福祉法人 安芸高田市 社会福祉協議会	平成31年1月17日	1 法人運営 (1) 評議員候補者の選出において、就任の意思表示があったことが確認できないものがあった。就任承諾書等により就任の意思を確認すること。	改善済
		(2) 評議員又は役員の選任に当たり、候補者が欠格事由に該当しないか、評議員又は役員になることが適当でない者でないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要があるが、確認ができていないものがあった。履歴書、誓約書、申立書等何らかの方法により、欠格事項等に該当しないか確認を行ったうえで選任すること。	改善済
		(3) 評議員及び役員に、評議員会又は理事会の欠席が多い者が見受けられるが、会議の役割の重要性に鑑みれば、実際に会議に参加できない者や特定の公職にある者が名目的・慣例的に選任され、その結果、理事会を欠席することになるのは適当ではない。評議員及び役員の選任に当たっては、実際に会議に出席することが可能な者を選任すること。	改善済
		(4) 評議員会の招集は、評議員に対して評議員会の日1週間(又は定款で定めた期間)前までに、書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知を発しなければならないが、5日前に発したものがあつた。通知は期限までに発すること。	改善済
		2 会計経理 把握された注記すべき事項を注記すること。	改善済